

第4期介護保険事業計画を策定

介護保険制度は、21世紀の超高齢社会における介護の問題を解決するため、社会全体で介護を支える仕組みをつくり、利用者の選択を基本に導入されました。

介護保険事業計画は、介護保険制度を円滑に実施していくために、3年を1期として今後の介護サービスの見込み量などを定めるものです。このたび平成21年度から23年度を第4期計画として策定しました。

同計画の主な内容は次のとおりです。

重点施策

「すべての高齢者が、住みなれた地域で心身ともに自立し、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

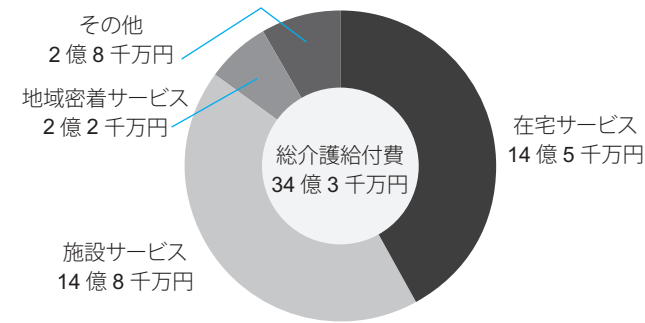
介護が必要な状態となることを予防し、できるだけ住みなれた地域で自立した生活が続けられるよう、介護予防教室や健康体操教室など、介護予防に取り組みます。地域包括支援センター（下欄参照）を中核として、地域全体で高齢者を支える地域ネットワークの充実に努めます。

また、高齢化率の上昇とともに認知症高齢者の増加に対応できるよう、早期発見・早期対応に向けた体制を整備することが必要です。認知症を正しく理解してもらえるよう、その講師役となるキャラバンメイトとも連携し、講座を通じて普及啓発を行っていきます。

そして、介護が必要な状態になっても、いつまでも住みなれた地域で、ご近所・友だちなど身近な人に囲まれて生活できるよう、在宅サービスを充実させます。本計画では、大規模な介護保険施設ではなく、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービスが一体となった小規模多機能型居宅介護（次頁下欄参照）を市内中学校区の4圏域に整備します。

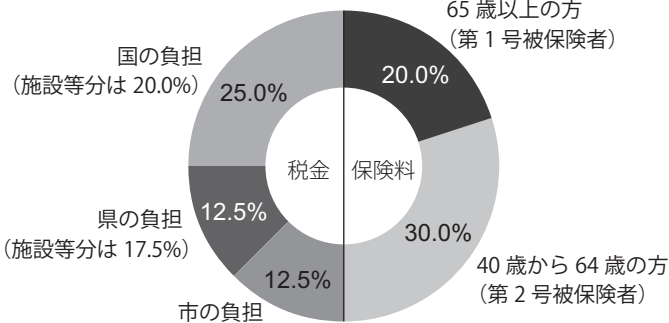
平成21年度保険給付の見込み

介護サービス費の内訳



要介護認定者の増加にともない、介護サービス費が年々増大。加西市では在宅サービス費と施設サービス費がほぼ同額になっています。介護保険制度を持続させるために、介護予防とサービスの適正な利用が大切です。

保険料の内訳



介護保険事業は、市の一般会計とは別に運営され、介護サービスにかかる経費は保険料(50%)と税金(50%)でまかなわれます。介護サービス費が増加すると、保険料の負担が増えます。

●地域包括支援センターとは？

高齢者に関する悩み・困りごとなどはございませんか。地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが連携し、地域に暮らす高齢者を様々な面から支えます。

■自立して生活できるように支援します

介護保険の説明や、介護認定で要支援1・2の方に対して、デイサービスやヘルパーなどの調整をします。

■みなさんの権利を守ります

高齢者の虐待など、関係機関とが連携して、解決に取り組めます。(通報・相談者の情報は厳守します)

■困っていることはありませんか

介護サービス業者に不満があるが言いづらいなど、介護や福祉のことなら何でもご相談ください。

■さまざまな方面からみなさんを支えます

高齢者が暮らしやすい地域を目指し、医療関係やその他の関係機関との連携体制づくりなどを進めます。

加西市地域包括支援センター 市役所2階長寿介護課内 ☎7522 ※支援センターは、市役所内に設置されています。

■65歳以上の方の介護保険料(平成21～23年度)

保険給付費の見込み、介護保険給付費準備基金を取り崩しなどを基に試算し、第4期の介護保険料基準月額が第3期と同額の4,050円に決定しました。

保険料は、所得等の状況により7段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料率	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	×0.5	24,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	×0.625	30,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、第2段階以外の方	×0.75	36,400円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方(※)	×0.9	43,700円
	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、(※)以外の方	基準額×1.0	48,600円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	×1.25	60,700円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	×1.5	72,900円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	×1.75	85,000円

■65歳以上の方の保険料の納付について

現在、普通徴収(納付書または口座振替)により介護保険料を納付されている方で、次に該当する方は、6月支給の年金から介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)がスタートします。該当者には、4月末頃にお知らせの文書を送付しますので、ご確認ください。

※長寿医療制度とは異なり、介護保険料の納付に関しては、特別徴収に該当する場合は特別徴収(年金からの天引き)による納付方法が原則であり、任意に納付方法を選択することができないので、ご了承ください。

■特別徴収に移行対象者

平成20年10月から11月の間に、次の①～③のいずれかに該当することとなった方で、年額18万円以上の老齢(退職)年金、障害年金、または遺族年金を受給されている方。

- 65歳以上で、年金給付を新たに受けることとなった方
- 年金給付を受けている方で、65歳になられた方
- 市内に転入の届出を行った65歳以上の方

【問合先】 長寿介護課 ☎7878 ※介護保険事業計画の詳細は市ホームページでご覧下さい。

●小規模多機能型居宅介護とは？

小規模多機能型居宅介護は、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅暮らし、身近な人たちといつまでも長く生活できるように、①通いを中心に②訪問や③泊まりの3つのサービスを提供します。

一連のサービスが、慣れ親しんだ場所、なじみのスタッフにより提供されるため、身近な地域の家庭的な場所で、安心して過ごせます。

■市内の小規模多機能型居宅介護事業所

- 小規模多機能ホーム「銀の鈴」(北条地区)
- 小規模多機能型居宅介護「どっこいしょ」(泉地区)



※現在、加西地区で「小規模多機能型居宅介護拠点」開設事業者の募集を行っています。詳しくはホームページをご覧ください。